

私立高等学校等卒業生大学等進学支援一時金を申請する皆様

岩手県ふるさと振興部学事振興課

「私立高等学校等卒業生大学等進学支援一時金」の申請手続きについて

岩手県では、令和7年2月に発生した令和7年大船渡市林野火災（以下「林野火災」という。）により被災した一定の所得未満の世帯の私立高等学校等の卒業生に対して、大学等への進学に必要な経費（大学等進学支援一時金）を給付します。

1 給付対象者は、次の(1)～(4)の全てに該当する方です

- (1) 令和7年2月26日以降に県内の私立高等学校（専攻科を除く。）、私立特別支援学校（高等部）及び私立専修学校（高等課程）を卒業し、大学、短期大学、専門学校、高等学校等の専攻科等に進学した者
- (2) 学校等に入学した日が属する年度（当該入学日が4月から6月までの月であるときは、その前年度）における道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額が、85,500円未満の世帯の者
 - ※ 林野火災により家計が急変し、令和7年2月26日以降1年間の収入見込額を基に算定した上記合算額が、85,500円未満に相当すると認められる世帯を含む。
- (3) 林野火災により次に掲げるいずれかの被害を受けた者
 - ア 住居の全壊又は半壊
 - イ 住居の全焼又は半焼
 - ウ 保護者等の死亡、行方不明、長期入院、勤務先の被災など
- (4) いわたの学び希望基金、東日本大震災みやぎこども育英基金、福島県東日本大震災子ども支援基金又はこれらと同種の奨学金を受給していない者
- (5) いわたの学び希望基金私立高等学校等卒業生大学等進学支援一時金を受給していない者

2 給付金額等は次のとおりです

区分	給付金額	申請時期	給付時期
自宅通学者	300,000円	入学した月の初日から翌月の末日まで ^{※2}	申請を受理した月の翌々月まで
自宅外通学者 ^{※1}	600,000円		

※1 進学に伴い、新たに賃貸借住宅や学生寮等に居住する者。

※2 やむを得ない理由により期間内に申請できない場合は、12月31日まで申請を受け付けます。

3 給付を受けるには申請が必要です

給付申請書をホームページから取得し、下記書類を添付のうえ当課宛て郵送等により申請してください。なお、添付書類の詳細については、必ず申請書裏面を御確認ください。

No.	提出書類
1	申請者名義の振込先口座を確認する書類
2	高等学校等を卒業したことを証明する書類
3	大学等に入学したこと等を証明する書類
4	道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を証明する書類等（全ての親権者等分）
5	被災を証明する書類
6	自宅外に居住していることを証明する書類【自宅外通学者のみ】

4 申請・お問合せ先

岩手県ふるさと振興部 学事振興課 私学振興担当

住所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1 電話：019-629-5041

県HP：<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/shigaku/1082731/1082734.html>

